

# Aprisionäre 略

——EJ・" " ハーラー=メルテンスの所説の紹介——

岩野英夫

## I はじめに

- II E・" " ハーラー=メルテンスの『Aprisionäre』論
- III Septimanien 及る spanische Mark とその
- IV Aprisionäre
- V Maiores et minores Hispani
- VI おまけ

## I はじめに

本稿の課題は、Eckhard Müller-Mertens の著作『Karl der Große Ludwig der Fromme und die Freien, Akademie-Verlag, Berlin, 1963』のなかから、『Aprisionäre』と題する彼の見解を紹介する。した課題を本稿において設定した筆者の意図は、ハーフ世紀における『liber homo』の多様な存在の態様を「封建化」過程との関りで把握しようとする場合に、E・" " ハーラー=メルテンスの『Aprisionäre』に関する見解が、一つの、しかし重要な素材を提供してくる、と

## I はじめに

周知のこととく、ドイツにおける中世史研究は、一九三〇年代末以降、新たな様相を呈し、所謂「国王自由人」理論が、大胆な仮説の構築をその基礎として、提唱されるに至った。<sup>(1)</sup>しかし、この理論は、古典理論的歴史把握をその根底から動搖せしめ、それがそのままのかたちでは到底成り立ち難いことを明らかにした反面、いくつかの側面で、基本的な問題点を内包していた。その一つが、じつはやもなく、この理論の支柱となる、「国王自由人」の概念に関するものであり、とりわけ「国王自由人」概念の恣意的ともいえる使用にともなう「国王自由人」の存在の不当な一般化、という問題である。<sup>(2)</sup>すなわち、この理論が、ことハーフ世紀に關して、その意味内容こそ全く正反対ではあることでも、古典理論によつて提唱された「一般自由人(Gemeinfreie)」と同様の広がりにおいて「国王自由人(Königsfreie)」の存在を認め、そうした前提に基いて理論構成

をすすめたとか、Jの理論は、同時に「国王自由人」概念の不明確性、という批判、あるいはその概念の分析手段としての非有効性、という批判に遭遇するに至り、それ故にまた、ハーキュリエスにおける、"liber homo" の再検討、という研究課題を生ぜしめるに至ったのである。

冒頭で指摘したE・ミューラー＝メルテンスの著作は、Jのような研究課題に正面から答えようとするものであり、本稿で紹介する "Aprisionäre" に関する彼の見解も、かかる研究課題の一環として提示されてくるものである。

以下、本論にはじめに述べたとおり、I、IIの限定を付しておきたい。

## II "ムーラー＝メルテンスの

### 『Aprisionäre』

#### Septimanien 及び spanische Mark における Aprisionäre

一 本稿においては、論点をあくまでもE・ミューラー＝メルテンスの見解の忠実な紹介、という点に限定し、"Aprisionäre" に関するその他の論者の見解、あるいは論争の紹介は別の機会に譲る。従って、本稿は、筆者が、Jの後、本格的に "Aprisionäre 考" を展開していくための、一つの予備的な作業であると言える。

II E・ミューラー＝メルテンスは、史料に関して、ほとんどの場合、該当箇所を指摘するだけに止めてくる。そこで、筆者は、試訳的な意味をこめて、本論ないし註で、史料のなかの必要部分を邦訳し、引用する」とにする。

III 本論での小標題は、筆者の手になるものであり、E・ミューラー＝メルテンスの叙述内容に沿って、その内容を要約す

る意味をこめて、付されたものである。

- (1) 拙稿「ハーキュリエスの史料とその関連について」(阪大法学ハ一号) 参照。
  - (2) 世良晃志郎「封建社会をめぐる諸問題」(同『歴史学方法論の諸問題』所収)二六四頁参照。
  - (3) 拙稿<sup>(1)</sup>及び拙稿「ハーキュリエスの史料とその関連について」(阪大法学ハ四号) 参照。
  - (4) 拙稿<sup>(1)</sup>九一頁以下。
- 史料 基本的な史料としては、次の図葉のやうのがある。  
Cap. 76 Praeceptum pro Hispanis (812).  
Cap. 132 Constitutio de Hispanis in Francorum regnum profugis prima (815).  
Cap. 133 Constitutio Hludowici de Hispanis secunda (816).  
Cap. 256 Praeceptum pro Hispanis (844).  
ハーキュリエスの史料との関連において、他に、相当量の Königsurkunde と PrivatURkunde が存在している。  
**Aprisionäre の概説** Aprisionäre とは、次のよつた史料上の記述にみられるように、Hispania の地からフランク国王の「よく逃亡」してあたスペイン人 (Hispani) である。

Cap. 76 「…… Ispania から余のやむく離山<sup>(1)</sup>を去るに、余の Ispani 々々 (…… Hispanos nostros, qui ad nostram fiduciam de Ispania venientes)」<sup>9</sup>

彼のスペイン人が逃亡を余儀なく離山<sup>(1)</sup>を去るに、による抑圧であり、この点について、史料では、次のような記述がなされてる。

Cap. 132 「……キリスト教徒に最も敵対的であり、且つキリスト教徒を悩ますサラセン族 (gens Saracennorum) が加えし残酷な抑圧と極めて無情な輒のために (propter iniquam oppressionem et crudelissimum iugum)<sup>10</sup>、多数の者が……余のやく離難<sup>(2)</sup>なり」。

Cap. 133 「…… Hispani がサラセン人 (Saraceni) の支配から逃避し、そして余もしくは余の父のやとは逃<sup>(3)</sup>る……」<sup>11</sup>。

以上のように、サラセン人の抑圧から逃れ、フランク国王の保護の下<sup>(4)</sup>に避難したスペイン人は、フランク国王によって「Septimania 々々 Hispania の一部 (spanische Mark——筆者)<sup>(5)</sup>」に居住する<sup>(6)</sup>が許されてる。

**aprisio • adprisio** 上<sup>(6)</sup> aprisio • adprisio とは、フランク国王の支配<sup>(7)</sup>「自由且つ明白な<sup>(8)</sup>意思に基づいて」服した (libera et prompta voluntate se subdiderunt)<sup>(9)</sup> スペイン人が、フランク国王<sup>(10)</sup>の占有する<sup>(11)</sup>を許された土地 (eremus, deserta atque inculta loca) の、いふど<sup>(12)</sup>。従つて、Aprisionäre とは、より厳密にいえば、フランク国王による Septimanien

及び spanische Mark に植民せられ、その地において aprisio • adprisio の占有を許されたスペイン人のことであると言ふ。

**Spanier の移動の時期** スペイン人 (Spanier) の移動は、七八〇年<sup>(13)</sup>生じてる<sup>(14)</sup>。この点を推定せしめる史料が、ハ一二年の praeceptum (Cap. 76) であり、そこでは、スペイン人の占有地である aprisio • adprisio に対する諸々の侵害を除去する方策が提示されるなかで、次のような指摘がなされてる。

「余なしし余の息子による、こうした三〇年間にわたる (per triginta annos) aprisio に関する欠如していたところの保証が存在する限り、Ispani とその子孫は、安息 (quies) を享受し、そして、余らが、それを守護する義務を負うものとする」。

このようなスペイン人の移動の時期 (七八〇年<sup>(15)</sup>) は、失敗に帰した七七八年の、カール大帝によるスペイン遠征 (Spanienfeldzug) と関連している、といえる。

**Spanier の移動の動機** スペイン人の移動の動機が、前述の上<sup>(16)</sup>（註<sup>(3)</sup>）、純粹にサラセン人の抑圧にのみあるのか、あるいはそれに加えてフランク国王の植民政策 (Ansiedlungspolitik) と深く関係したところに彼らの移動の動機があるのか、ふたつ点について、史料は、必ずしも、明確な解答を与えていない。例え<sup>(17)</sup>、この点について、H. Krawinkel は、スペイン住民に対するサラセン人の抑圧に関するフランクの史料は、極めて、誇張されたものである、といつて、スペイン人

が約束 (Versprechung) による、あるいはスペイン遠征の過程での和解 (Kompromittierung) に基いて、フランク帝国に招致されたる、アルハーリトを明らかにしてくる。

### Spanier の「旅籠」地位と スペイン人の移動の動機に関する推定をも含め、ペペヤン人の「法的」な地位（存在の態様）の一側面を推定せしめる史料として、Meridia の住民に対する Ludwig der Fromme の文書（詔書）がある。<sup>33</sup>この文書

で、Ludwig der Fromme が、Meridia の住民によるサラセン人支配への反抗 (Widerstand) を激励したり、彼らに対する保護を約束しており、そして、彼らがフランク帝国への移民を希望する場合にば、其のを許し、しかも、そのやう、彼らに対しても、賃租免除 (Zinsfreiheit) の保証と、次のような注目すべき保証とを与えるふる旨を約束してくる。

「汝らが、彼の地から離れ、われらが地くへ転移され、それを欲するば、余は、汝らの古き自由を (antiqua libertate vestra)<sup>34</sup> ふかねる無形 (縮減) ゆださり、付ふる金<sup>35</sup>、汝らが高敷かねりるべし。」註文の如き (Si ab illo vos avertere et ad nos convertere volueretis antiqua libertate vestra plenissime et sine ulla diminutione vobis uti concedimus)】<sup>36</sup>

Cap. 132 「……總て Hispani が、他の他の自由人と同じように、Meridia の住民は、保證され、確保されたる自由 (die alte Freiheit) を有し、しかる、ハラハク国王の保護を蒙るべし。チャヤン人の支配と対抗する存在として現われたる。やがて、この史料に

よる限り、かれの Meridia の住民は、自らの固有の性格と運動の方向性を有してゐる。總じて、フランク国王の对外政策、あることは植民政策との関りにおいて現われてゐる、アルハーリトがであるのである。

Spanier の「旅籠」地位と 八一五年の constitutio (Cap. 132) は、次のよつた表現によつて、スペイン人が、本来的な所有者 (ursprüngliche Eigentümer) である、アルハーリトを示してくる。

「……多數の者 (Hispani の他——筆者) が、相続権に基てあ、他の者らに所屬せしむるの由の住居と資産を放棄し (relictis propriis habitationibus et facultatibus quae ad eos hereditario jure pertinebant)、Hispania の地から、余のやうく、避難をつづく。」

やがて、Spanier が、aprisio・adprisio の占有を許されるる同時に、一定の義務を附加せしむるが、そのやう、彼の Spanier (Aprisionäre) は、次のような注目すべき表現がみられる。

Cap. 132 「……總て Hispani が、他の他の自由人と同じように、Meridia の住民は、

保證され、確保されたる自由 (die alte Freiheit) を有し、しかる、ハラハク国王の保護を蒙るべし。チャヤン人の支配と対抗する存在として現われたる。やがて、この史料に

同様 (sicut caeteri liberi homines) グラーベルムに出現をなす……」<sup>37</sup>

「おのれの文書の示すところによれば、自由人たる Aprisionäre は、人々が liber homines Franci homines と同等の地位に置かれていた。しかし、これが必ずしもその指摘との関係にはない。上記した事実を捉えたまゝ Aprisionäre は、人々が、自由の資産 (facultas) を持つ自由人 (antiqua libertas) である liber homines である。また、彼らの帰結が導かれたやれども、

### Spanier の「赤畠」地位—Aprisionäre と自由の自由人

Aprisionäre は、人々が、他の人の「法定」地位に関するものである。その叙述に指摘したように、例へば、Meridia の居住者は、本來の自由人 (liber homo) ではなく、前段に述べた、ハラノク帝国に招致された人々。従って、Aprisionäre は、他の自由人 (libertas) を問題とする場合に確認されねばならぬ。既に述べたように、Aprisionäre の自由人たる、所謂「自由の自由 (Königsfreiheit)」は、Aprisionäre に固有であるのを示すの自由である。

確かに、史籍 (Cap. 76) では aprasio・adprisio も «fiscum nostrorum» である。ゆえに、「……」の状態、すなはちやねど止の期間をわたつて、余が、占有する限りの、余の占有取得物を (……) nostram vestitaram, quam per triginta annos seu amplius vestiti firmus) 」である。それが、王領地の 1 畠や 2 畠などと云ふことである。つまり、やの王領地に植民を認めた Aprisionäre の自由が、王領地く

の定住は、あらは定住を媒介とする臣民との保護=服従関係に、その起源を有するのである。アーバルトを決して意味しない。それのみならず、史料 (Cap. 132) では、必ずしも、国王の「保護と防衛のため」 (sub protectione et defensione) 受けられたスペイン人 (Aprisionäre) が、他の自由人 (liber homo) と同様の意味を持つ「自由身分として (in libertate)」守護された、あるいは明記してある。

### aprisio と aprisio Aprisionäre の権利と aprisio、あらは

は adprisio である。既述の通り、ハラノク帝国の支配下服したスペイン人が、ハラノク帝国による占有する権限を許された土地のことを呼ぶ。しかし、この土地が eremus, deserta, inculta loca などと呼ばれる荒蕪地 (ödland) である。しかし既に述べたように、Aprisionäre の自由たる、その範囲は 3) では Hispani が、「居住をなすり立つて、その身体、先づかねるべく pars (in partem quam ille ad habitandum sibi occupaverat)」、あらは「adprisio と呼ぶ」のである。アルベルトの自由の portio (in portione sua, quam adprisionem vocant)」である表現を通して、aprisio・adprisio が、ハラノク帝国に招致されたスペイン人の「持分地」である、アルベルトのものである。

史料の示すように云ふれば、上の aprisio・adprisio は、その権利は、差し当たる次のやうな文書によって確定される。Cap. 76 「……余の譲渡の許可により、荒蕪地を、汝の自身、

労働をなすりし所有し、その労働の果実を取得す。が詔ぬる所の許可 (per nostram datam licentiam erema loca sibi ad laboricandum propriiserant et laboratas habere videntur)」<sup>5</sup>

Cap. 132, 5 「……荒地と未開墾地におこり、余むしへは余のグラードの移住の許可シムラ、建物をたて、やして畠地を耕作キムリル者 (…… his qui ..... in desertis atque incultis locis per nostram vel comitis nostri licentiam conseedentes aedificia fecerint et agros incoluerint)」<sup>6</sup>

Cap. 133 「……Hispani が余の王国に来たり、やしてその者が店舗アリムより先占せし荒地を、余の父ならびに余の国王命令に基テシド、その者の臣民とその相続人らが、占有を許されし時ニ (…… quando ..... Hispani in nostrum regnum venerunt et locum desertum, quem ad habitandum occupaverunt, per praeceptum domini et genitoris nostri ac nostrum sibi ac successoribus suis ad possidendum adepti sunt)」<sup>7</sup>

たゞねむ、云々のよへば史料上の文書のなかに記された aprisio・adprisio——されば種々の大ざかみな portio であつた——は大抵 Aprisionäre の権利だ。即ち「占有権 (Besitzrecht)」である。詔の記述によると、占有が認められる。占有の権利は、植民地を媒介として、国王が Aprisionsland に開墾を保護し、やして国王命令をその保護とする「占有

権 (Besitzrecht)」である。アーリヤ。例外は、リクリムゼ、《aprisio》が《possessio》と同じ視われてゐる (Cap. 256, 7) よりかどり、推定するにアーリヤのやう。

**aprisio** 亞努ト Aprisionäre の権利 I Aprisionäre が「占有権 (Besitzrecht)」を持つ。史料 (Cap. 256, 7) では次のような、より詳細な内容を規定してある。

「Hispani は、その全ての possessio、あわせ aprisio と、相互に (inter se)、売却 (vendere) し、交換 (concambiare) あるいは贈与 (donare) し、遺贈 (posteriorque relinquere) する」とを確實になしいる。ある者の者が、息子あるいは子孫を有せざりし場合には、その者の法に従フ (juxta legem eorum)、他の者の近親の者が……相続すべし」。

云々のやうな点を基本的な内容とする aprisio に対する Aprisionäre の権利は、先のエドガリムから、あわせ Aprisionäre のなかの上層の者 (maiores) が、彼らの aprisio が所有財産 (Eigentum) に変更しようと努力し、やし、多くの場合、やへした aprisio の完全な所有財産への変更をやり遂げて居るからだ。「世襲的な占有権 (erblicher Besitz)」もしくは把握する人がやある、と思われる。すなねむ、Aprisionäre はアーリヤ aprisio は、決して、云々の所有財産 (Eigentum) ではないのだ、アーリヤがやあるよつて思はれるのだ。しかも、アーリヤの関連におこり、国王が Aprisionsland を、同教や修道院、世俗の有力者に寄進をしたり、あるこは寄

進や売買、交換のための許可を与えるべし。が、注目されねばならぬ。

**Aprisionäre** の「禁錮」権利<sup>ト</sup> 既に述べた如く、Aprisionäre は、人格的<sup>ト</sup>、自由身分 (libertas) たる地位を有する。したがって、史料は、あると、次のよつたな権利を、この自由身分たる Aprisionäre に與へる所である。

Cap. 132, 6 「ヒスパニ Hispani は、次の如くに許被われた。あなたが、常體の仕方<sup>ト</sup> (more solito)、余のクラーハの Vasall として<sup>ト</sup> 許被われた。すなはち、<sup>ト</sup> 許被われた〔相手の〕者から、何らかの beneficium が与えられるなれば、余の家臣 (homines) が、同様の beneficium の故に、主君に負うて、同様の obsequium も、その beneficium の故に、主君に提供すべき義務を負うりしと自覺すべき」。

これと同様の文言の規定を、八四四年の praeceptum (Cap. 256, 10) にみ認められる。

**Aprisionäre** の「禁錮」権利<sup>ト</sup> へ五年の constitutio は、次のよつたな表現によると、Aprisionäre は、小事件 (causae minores) に対する裁判権を有する。アルマーヘン<sup>ト</sup>レーベ。

Cap. 132, 2 「他の小事<sup>ト</sup> (ceteras minores causas)、されど<sup>ト</sup>の尊重が承認されたる慣習に基いて、Hispani 相互の間で、解決するに付せられざる所である」。

これが、八四四年の praeceptum に記載されたる規定を

おかれしも。

Cap. 256, 3 「ヒスパニの重罪の事件——それは殺人 (homicidio) 略奪 (rapto)、放火 (incendio) であるが——に関する権力を除いて、Hispani は、他の者の homo が、クラーハの homo が ministerium する、裁判権に基づいて (iudicariae potestatis ullo modo) 裁かれねり。強制 (苛責) ればれ (distringantur)、それだ。他の重罪の事件に関する権力は、その他の自身の法に従う (secundum eorum legem)、裁判権を保持する。他の者の homo が、許容され、また、かの三つの重罪の事件を除いて、他の者の自身のなかで、やがて、他の者の homo のなかで、固有の法に従う (secundum propriam legem)、全ての権力を、相互に確定する (definire) が許容される所である。

以上の通りに、史料は、IIIの大事件 (causae maiores) に関する権力以外の裁判権が Aprisionäre に委ねられたる所である。

**Aprisionäre** の「禁錮」義務<sup>ト</sup> へ五年の constitutio は、他の liberi homines (Cap. 132, 1) が、ある所の他の Franci homines (Cap. 256, 1) と同様に、次のような義務が課せられた。

Cap. 132, 1 「……彼の Hispani は、他の自由人と同様に、クラーハの命令と注意とに従う、通常、見張りという名称

に當る者にて、其の偵察と監視を行ふことをなすわらし」とはならぬ。ヤコブ、適宜、余が彼の地へ派遣してくる余の巡察吏、ある。此處子、ある。Hispania から余のゆく送られる使者には宿営を用意し、その者の輸送のための駆馬を差し付けるものである。

**Aprisionäre** の「禁錮」翻訳の由來 Aprisionäre の負担としての義務について論ずる場合に留意しなければならぬ。Aprisionäre かの census を徵収するなどが、明白且つ基本的に、否定され得ること、自らうりゆである。

Cap. 132, 1 「……しかつて、他の（駆馬の提供など）の外の義務以外——編者）の census が、グラー、ある。これが juvenis' ministerium である。他の者たちから徵収やれどせぬんだ」。

Cap. 132, 5 「かの Hispani が、グラーの柔軟や温和やに接し、名譽と恭順のため、自らの財産の「か（de rebus suis）」ある物を、そのグラーに提供せし場合、その財産は、決して tributum ある。census の名目で、そのグラーに帰属する」となし。しかし、グラーは、ある。この相続人は、その財産を慣習に基いて（in consuetudinem）受領し、やの者の及びその者の homo が、土地をもとめたり。宿営を用意するが、駆馬を差しだす。ある。ある。なんとか、census ある。obsequim を提供する。これを強要してはならない。

Aprisionäre の社會地位の由來 以上、Aprisionäre の係譜からの義務に付く。aprisio・adprisio の問題をやめた。概観してやだ。

ルートヴィヒ・リッヒは Aprisionäre の社會・歴史的性質に関する従来から多くの議論がなわれてゐる。例へば、H. Krawinkel は aprisio・adprisio の特性を強調し、しかもその最初の萌芽を Lex Visigotorum にまで遡及せしめて、Aprisionäre の性格を、次のよきに論じてゐる。

「Aprisionäre は、決して Vasall のよきに義務では、われて、Benefiziare ではない。また、決して、領地を封ぜられて、この國王の Vasall (vassi dominici) である。

Aprisionäre は、かの重要な点で他のフランク帝国に居住してゐる。別の人間集団、つまり、fiscales ある。これは fiscalini と同様であるが、やのく類似してゐる。また、彼らは、國家領に住んでおり、國家に対して人的に且つ物的に義務づけられた貢租を（persönlich und dinglich gebundene Lasten）支払つてゐる。……ある。Aprisionäre は Staatsbauern であり、改善された（地位の）fiscales である。しかし、彼らはマルク内の荒地に住む fiscales である。低額の貢租（Abgabe）として下級裁判権を通して彼らに付与せられて、かの自由民たる開墾と植民に対する国家の反対給付である。以上が、Krawinkel の主張であるが、しかるの見解は是

アーバーのせ、Aprisionäre は、純粋な農民的、或る農民的生活から農民的、グルヘルクル的、あるいは農民的とされる。後の脈絡や問題がわかれりふれどあるが、彼らは、おもに、領主領 (herrenmaBig) や、黒地グランヘルクル的に生活する maiores・potentiores と、農民的に生活する minores・infirmiores に分解される。

しかし Aprisionäre の負担より、その義務は、fiscales のそれ本質的に異なる。國田の villa と fiscales の負担は、生産的な労働の果实であら、されば、通常、領土地を取得するか、かの發生から Abgabe 及 Dienst と一致してゐる。

それは故に、Aprisionäre の義務は、その内容において、決して、生産的・農業的、もろくは手工業的労働を明示してはしない。それは、本質規定的な核心において、非生産的な性格である軍事的あるいは社会的・国家的 Dienst として存在してゐる。彼らは、決して、経済的なか、集團労働的な効用 (Nutzenfekt) を提供する。軍事的・政治的な効用を提供して、それが、Aprisionäre との法的地位 (Rechtsstellung) を度外視され、fiscales も、封建的な農民の國に視され、なるのである。彼らは、おもに、彼らの Aprisionäre は、相異なる別の社会的範疇 (in andere soziale Kategorien) 所属してゐる、とするべきである。

小括 Aprisionäre は、國王領、あるいは國家領の自由なる定住者である、國王の支配なるヘッハ国家のたるゝ、軍事的・政治的な役割を果した。彼らは Fiskalland と呼ばれ

る、領主的、グルヘルクル的、あるいは農民的生活から農士 (Krieger) と被り、回じて、國田の Wachmann、Dienstmann である。されば、彼らは liber homo のなかに、Dannebauer, Mayer, Schlesinger のよき意味の „Königsfreie“ と Militärgesetz が現るだらのやう。これらは、他の本質的 Aprisionäre の性格にて、大きな明瞭性を生ぜるに至る。彼らは、あなたが、彼らは、他の軍事植民者との本質的類似性と、中世初期の帝国における軍事植民の意味とを示してゐる、とするのである。

(1) 本節で紹介するのは、E. „Histoire du droit romain“ の六一～六五頁である。

(2) E. „Histoire des institutions romaines“、リリエー、ラ・リエーの歴史は次のようである。Bouquet, M. et L. Delisle, Recueil der Historiens des Gaules et de la France. Nouv. ed. tom. 6, 8 et 9, Paris 1870, 1871, 1874 (エドワード Bouquet, Recueil と題す); Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France. Tom. 7: Recueil des actes de Pépin I et de Pépin II, Publ. par M. Prou et L. Levillain, Paris 1926. Tom. 8, 1-3: Recueil des actes de Charles II. Publ. par G. Tessier, Paris 1943, 1955. Tom. 9, 1: Recueil des actes de Charles III. Publ. par Ph. Lauer, Paris 1940 (エドワード Chart et dipl., Pep. I et II, Charl II, Charl. III と題す); Devic, Cl. et J. Vaissète, Histoire générale de Languedoc. Nouv. ed. par E. Dulaquier, tom. 2, Toulouse 1876, tom. 5, Toulouse 1870 (エドワード HL. と題す)。

(3) チュニジア族による農田の私がその原因であるのか和らか、おもへ、ハラハラ國王の植民政策との関りが重要なやうなが、もう一つ

のうべ、終述(総合參照)。

(4) Monumenta Germaniae Historica, Legum sectio II: Capitularia regum Francorum, Tomus I (1883), Tomus II (1897). 本論における『Cap.』の省略を用ひるべく、余て、その取扱いの歴史やあり、付加的文書を含むやうなのは、同史料の通し番号である。たゞ、註(4)を付した文書を含むやうなのは、Cap. 132 である。

(5) E. ハーリー＝メルテンス著、リード、リの spanische Mark が、短期間に征服された地方である、ルートヴィヒの辺境地带(Grenzgebiet)である、戦場(Kampfgebiet)である、とする説明を加えてある。又、彼は Septimanien の領土の帰属問題に觸及し、それが(gotische Septimanien) 711年にアラビア人の手のとなり、711-759年に Karl Martell によって軍事的に席卷され、そして七五一一七五九年にハフナクの支配に帰属せしめられた、とするを述べ、併せて、そのハフナクによる征服に際して、ハーリー系住民が積極的に協力的な役割を演じた、とすると述べる。

また、彼は、かかる地方に、スペイン人(Spanier)が植民するに際して、土着の住民に対する侵害ならぬ奴隸が出生したであらう、と述べり、それ故に gotische-fränkische Spannung が生じただおのみ、とさうりふね起りゆる。

(6) „aprisio“ の用例は、Cap. 76 である、„adprisio“ の用例は、

Cap. 132, 3 である。

(7) Cap. 132.

Cap. 76.

(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20)

スペイン遠征、及びサラヤン人の戦闘行為の概略は、古い書物ではあるが、伊藤政之助『戦争史 西洋中世編』(戦争史刊行会 昭和13年)が、一つの手がかりとなる。

又、ハーリー＝メルテンス著、リード、スペイン人の移動の動機は、ハーリーの紹説は簡単に言及してある。例えば、彼の紹介によると、Abel/Simson の場合は、スペイン人の移動に関し

て、政治的な動機にのみ重きをおこす、アルゼンチン、Krawinkel の場合が、スペイン人が約束(Versprechung)によるもの、あるいはスペイン遠征によることで彼らの和解(Kompromittierung)により招致されてくる。又、ハーリー、そしてスペイン住民に対するナラセナ人の押圧は関わるハフナクの史料は、極めて誇張されたものである。ハーリーを取るか止めるか、アルゼンチン。

(11) E. ハーリー＝メルテンス著、リード、指摘する如く、史料は次の如きである。Monumenta Germaniae Historica (以下 MGH. と略記): Epistola. Tom. V, Berlin 1899.

(12) Cap. 133 である、次の如きが該段がなされる。

.....ut servitium nostrum cum illo qui ipsum praeceptum acceptit pro modo possessionis quam tenet facere debeat.

次節の註をへて參照。

(13) 同上、修道院に關するは、Chart. et dipl. Charl. II nr. 290; HL. Bd. 5 preuves nr. 3, P. 68ff. 半俗の有力者に關するは、HL. Bd. 5 preuves nr. 4, P. 71ff.; Chart. et dipl. Charl. II nr. 40, Charl. III nr. 13. 修道院に關するは、Chart. et dipl. Pep. I et II nr. 34; Bouquet, Recueil, Bd. 6, P. 695, Bd. 9, P. 420.

(14) 之に付する constitutio は、(Cap. 132, 2) 次の如きに該する事件に關する裁判所である(ad comitis sui mallum)出頭が、Aprisionäre とする。

.....pro maioribus causis, sicut sunt homicidia, raptus, incendia, depraedationes, membrorum amputaciones, furtu, latrociniis, alienarum rerum invasiones, et undecimque a vicino suo aut criminaliter aut civiliter fuerit accusatus et ad placitum venire iussus .....

(15) 之に付するは、八四四年の praeceptum は、當時の法律では、ダーリントン裁判所の範疇が、即ち、職務に限定されただけでなく、ダーリントン裁判所の範疇が、即ち、職務に限定されただけでなく、あることは二十九年間の期間で限定されるにいたったの

か、ふじへりふせ不屈やおゆようと思われる。

(16) リの規定と Cap. 256, 1 の相違は、一つ、リの規定が次のよ

うなりふを定めて、るふである。

「ふ」駅馬を受けとらし者が、その駅馬を返却するふをなおわ  
りにやし場合には、あるこはその者に生じた怠慢のために、その駅  
馬が失われ、あゆふは死にいたるしめられし場合には、フランク法  
に従う (secundum legem Francorum)、そのリとを生ぜしめし者  
により、ただやに「その駅馬が」返還され、もしくは弁償されるも  
のとする」。

(17) 関連した規定として、Cap. 256, 2. セリヤは、Hispani から  
ecclesiarum census を徵収するふが禁じられど、Cap. 76  
では、「何人ふ、Ispani から、census の徵収を敢えてしてはなら  
ぬ」と規定して、る。

(18) Cap. 132, 1 に定められた諸義務のリ。同文書の脚註に、  
この点が指摘われて、る。

(19) E. ハーラー＝メルテンスは、リ、H. Brunner が、ap-  
risio・adprisio を、メロヴィンガーの土地贈与と国家的グネフィ  
キウムとの中間に位置づけて、る、と、うふとを指摘して、る。  
Krawinkel の見解は、リのアーブルンナーの見解に対立して提示  
されて、るふのである。

(20) リ、E. ハーラー＝メルテンスが挙げて、る軍事植民者の  
例は次のものである。

Katoikensiedlungen der Seleukiden, spästantike Limitanen,  
byzantinische stratotika ketemata, sassanidische Soldatengüter  
(21) リの後、E. ハーラー＝メルテンスは、充分なる史料のために、  
Aprisionäre が、トランク王国における軍事植民者のゼルトされ  
た、と、ハリと、やし、Arimannen と並んで、彼らが「国王自  
由人」理論の範例とされ、主張な論拠とされた、と、ハリとを  
述べて、締めくくる。る。

## ↑ Maiores et minores Hispani

**編志の概要** liber homo の様々なグループを、完結し、明  
確に区分された統一化と、把握するふが不可能に近い。と  
いうのは、例えば、liber persona は、彼らの Allod と並んで  
グネフィキウム、プレカリアを自由にしておる、Beneficiar  
Vassal が、世襲の Allod を自由にして、る、と、う状況が存  
在して、るからである。あるこは、また、大農の生活様式と小  
規模なグルントブルの生活様式の間の境界と、そして、貢租義  
務のある農民と Dienstmann との間の境界が流動的な状況にあ  
るからである。

**Aprisionäre の階層構成** と、カピュトゥラリアは、リう  
した様々の社会的なグループが、相互に、流動的な状態にあ  
る、と、ハリとを示して、る。リ、Aprisionäre とついてみ  
ても、ハ一六年の constitutio (Cap. 133) の「.....Hispani の  
うち、maiores である、potentiores であるの者が、  
...。.....Hispani のうち、minores であると、  
の者を.....」ふう表現から明らかなように、彼らは、彼ら  
が新しい植民地域に移住する以前に、既に、その内部において  
社会的に分化していた、と、ハリとがわかるのである。しかも  
Aprisionäre が、彼らの移住後、すぐに「封建化」の波に巻込  
まれて、るふ事実も、同時に、注目される必要があろう。  
**maiores · potentiores** と、ハリと、maiores は、隸属民を

伴々 Herr である。彼らは「隸属民のふみ」(cum suis hominibus) 荒地を耕す」(Cap. 133) たりおり、また、彼らは、やの後に、彼らと時を同じくして移住してきた農民的な minores の農地を併合したり、やの minores を自らの隸属民にしようととして努力している。そして、われらの事実は、maiores なりじて、次のような仮説を設定するのを妨げないであら。

maiores は、外部の労働力の援助により営まれる拡大された Eigenwirtschaft へ結合した大規模な Hof を獲得しているのみならず、グルヘルト・ルシヤフー、あなわち隸属性的な農民身分の者を縛縛してくる Herrenhof を構築してくる。も

**maiores · potentiores** はスペイン人(Spanier)とは、別の者を、自らの portio に移住させる権利が付与されていった。例えば、Cap. 132, 3 は、この点について、次のように規定をしてくる。

「もし、その Hispani のつか何人かが、その者らが居住する、りんにより、その者ら自身、先立するといひの pars はるかに、の地からであれ、別の者(homo)を招来し、そして、adprisio と呼ばれている自らの portio はおこり、その者らとともに居住し、何人の反対も妨害せぬしに、その者らの奴隸的な労働が利用われてくる(utatur illorum servitio absque alicuius contra-dictione vel impedimento) つかの場合には、Hispani は、彼の相互の間で確定してくる正義を実現すために、その者が強制する(苛責する・distringere) がじかる。

しかし、重罪の事件ドゥルヘの他の結果は、グラーフの審問(裁判)に委ねられるべからむ」。

このように、Aprisionäre であるスペイン人は、自らの portio · adprisio に、他人を招致する権利を認められており、しかもそうした者たちを、下級裁判権の枠内において、裁く権利を付与されている。そして、いま一つ、史料(Cap. 123, 4)は、この Aprisionäre やあるスペイン人と、彼らの土地に招致されている者(homo)との間に、次のような関係を認めてくる。

「かの Hispani はより招来せしめられしとする者の(homo)うち何人かが、自らの portio として割り当られてくる土地(locus)を放棄せんとする場合、放棄されるところの土地は、以前に、それを保持せしむるの所有者(dominus)に復帰するゆゑのものか。」

この史料で示されている所有者(dominus)は、こうまでもなむ、Aprisionäre であるスペイン人のことである。

ふりふり以上、指摘してきたよだな、Aprisionäre の内部の maiores · potentiores と推定しうる層と、そうした Aprisionäre に招致せられる者との関係は、やのよどに、把握しゆるのであろうか。これまで示してきた事実との関りでいえば、ハラした関係は、グルヘルト・ルリッヒな関係とし、捉えうるのではなかろうか。

**maiores · potentiores** は、われあら、maiores · potentiores がグルヘルト・ルリッヒの可能性について論及

してゐた。しかし、この可能性にてて誰もがわかる場合、  
ハリド、改めて、封建社会の「移行過程 (Übergangsstufe)」  
の問題が想起されるのである。

ソレド、この問題を、ハーリー年に、Aachen や、カール大帝  
かど、praeceptum (Cap. 76) を取得して、約四〇人のペイ  
イン人のグループ——このグループは maiores の層に所属する  
もので、あるいは——のハムリ、三の者の保護者たるハムのな  
かで追跡する、とをして、考えてみた。

ホモ、Johann 某であるが、彼は、Ludwig der Fromme か  
ら „villare Fontes“ を受けとり、セント、Karl der Große  
から „villa Fonjoncouse“ や、田舎の隸属民 (homo) である  
に経営をなす許しを得て、<sup>3</sup>ある。また、彼は、ハーリー五年に „die  
villari Cello Carboniles“ を獲得しており、同時に Immunität  
を取得して、<sup>4</sup>E. Cauvet は、Johann 某の所有規模を五〇  
〇〇くクタールと見積もっている。

次に、Wimar と Rado の兄弟であるが、彼らが、多くの  
villa を自由ヒューネ、<sup>5</sup>ホモ、fidelis である Adefonsus と/or  
の従兄弟 Gomesindus と Durannus、同様に Sumnold と  
Riculf は、様々な場所で、Aprisionsgut を有している。しか  
ず、Adefonsus 以下の者は、国王の Vasall となり、成功裡の  
ハムヒ、自らの apriso・adpriso や Eigengut に転換せしめ  
自らの所有地を拡大して、<sup>6</sup>ある。

ハムヒ、この史料は、「……グラーフ、あるいは余の Vasall  
あるいはグラーフの Vasall に託身をし、そして居住し、耕作  
する所の荒地を取仕し、」スペイン人が、次のように

リ、封建的なグルントベルやおぬしらう推定が可能であるよ  
うに思われる。彼らは、自らの隸属民と apriso・adpriso に依  
頼して、その社会的・経済的地位の上昇を獲得して、  
である。また、他の Aprisionäre は、グラーフに託身して、そ  
して通常の慣習的な義務の負担を代償に、マネフィキウムを取  
得して、<sup>7</sup>ある。

**minores・infirmiores** ハリド 九世紀の史料は、国王が  
Aprisionsgut と Aprisionäre と/or、司教や教会、世俗の有  
力者に譲渡し、おぬしは Aprisionäre に彼らの土地の寄進、譲  
渡、交換のための同意を与えて、<sup>8</sup>セント、トマスと/orを報告して、  
ある。また、史料は、次のような表現を通して、Aprisionäre の  
ある部分のものが、俗界・聖界の有力者の抑圧の対象であり、  
そうした有力者の支配 (Herrschaft) のなかに組み込まれてい  
る、<sup>9</sup>セントと/orを報告して、<sup>10</sup>ある。

Cap. 133 「……Hispani は、minores と/or、infirmiores  
と/oもおぬしの者を、<sup>11</sup>その者らが自らの土地を (loca sua) 余  
の praeceptum に基いて十分に耕作せしりと明らかであるに  
もかかねば、その土地からはるか遠く追放したり、おぬしは  
その者ら自身を奴隸の地位に (ad servitium) 落しめようとか  
ねりとが企てられて、<sup>12</sup>……」<sup>13</sup>

ハムヒ、この史料は、「……グラーフ、あるいは余の Vasall  
あるいはグラーフの Vasall に託身をし、そして居住し、耕作  
する所の荒地を取仕し、」スペイン人が、次のよう

な危険に曝けられてゐる。アルマジロの報告によつて、  
「……クラーハと Vasall は、彼ら Hispani より、入念な耕  
作（開墾）がなされるや否や、その者をあらゆる機会に同所か  
ら驅逐し、そして同所を自己の財産とし（ad opus proprium）  
確保し、おぬこは誰か別の者に特典とし（propter praemium）  
贈与しなつゝとしている……」。

また、別の史料（Cap. 76）は、クラーハ及びその juvenis が  
Aprisionäre と對して「多大なる抑圧を（multas obpressionses）」  
を加へてゐる、ふつゝいふを報告してゐる。

れど、以上のようだ、Aprisionäre であるペペイン人ば、「正  
義にも、理性にも適わねど（neutrum iustum aut rationabile  
.....esse）」（Cap. 133）といふの様々の抑圧に直面してゐるの  
であるが、何うした様々の抑圧に直面してゐるペペイン人は、  
明らかに、minores であり、農民的な Aprisionäre である、と  
いへりとが仮定されて然るやうなのではなかつたか。

**Aprisionäre と pagenses の対比** 前節において（11丁の  
註⑤）、ペペイン人が植民するにあつて、土着の住民（pa-  
genses）に対する侵害が生じたのであるから、それ故に、  
gotische-fränkische Spannung が生じたであつるとを指摘し  
ておられた。この点について、史料（Cap. 76）が、pagenses の  
なかのある者が、国王の fiscus (Fiskalland) である apasio •  
adpriso を、自分の „proprietas“ である中立地、その返  
還を要求してゐる、ふつゝ事實を報告しており、また、やつ

た pagenses が、Aprisionäre を「正義に反し（contra iusti-  
tiam）」駆逐したり、apasio・adpriso を実力で奪い返して  
ゐる、という事實を報告してゐる。従つて、このように、Ap-  
risionäre は、その植民によつて生じた土着の住民との対立・緊  
張の關係のなかで、クラーハらによる抑圧とは性格の異なる危  
険に遭遇していた、といふことがであるのである。

**小括** カピトウニアは、明白な階層分化の過程と「封建  
化」の過程が、Aprisionäre 以外の liber homo をも巻込んで  
いる事實を示してゐる。そして、このよつたな過程に巻込まれた者  
は、絶え間なく變動する社會事象への順應を余儀なくされてい  
る。例えば、Eigengut を有す liber homo のうち、ある者  
は、Dienstmann, Vasall, Benefiziare となるとにより、その  
社會的・經濟的地位を上昇せしむ。また、ある者は、封建的な隸  
屬農民へとその地位を低下させてゐる。やうに、その他の者は  
困窮と貧困のなかに落ちこんでゐる。かくして、封建的な關係  
のなかに繫縛された liber homo は、国王の支配から離脱し、  
グルントヘルリッヒな支配關係の網の目に組み込まれて、ふく  
とになる。いふまでもなく、こうした過程は、全フランク帝国  
を包括する統一的且つ均一的な過程ではない。諸々の地域差、  
相異なつた發展段階のなかで、個々の特殊性を示しながら、か  
かる「封建化」の過程が進行してゐる、といふことが念頭にお  
かれなければならない。その意味で、ハルヒは論述してきた Ap-  
risionäre の態様と動向、ひいては「封建化」過程の一つの現象

形態として捉へるよりかは、やむを得ない。

- (1) 本篇は E · " · ハーラー = メルテンスの觀点の八五頁から八七頁  
までの紹介である。

- (2) Cap. 76 の冒頭に名前が列記される。

- (3) (2) Johann の息子 Teufrid とハルゼ HL. II preuv. nr.  
12 u. 85, V preuv. nr. 113; Chart. et dipl. Charl. II nr. 43 u.  
118; MGH.: Diplomatum Karolinorum, nr. 179. や釐トゼ  
Altmann, W., Bernheim, E., Ausgewählte Urkunden zur Er-  
läuterung der Verfassungsgeschichte Deutschlands im Mittel-  
alter. Berlin, 1920, S. 291f.

- (4) Altmann/Bernheim, a. a. O., S 291.

- (5) Cauvet, E., Etude historique sur l'établissement des Espag-  
nols dans la Septimanie aux VIII et IX siècles et sur la fonda-  
tion de Fossejoucause, par l'espagnol Jean, du VIII siècle.  
Montpellier 1898.

- (6) HL. II preuv. nr. 84 u. 86.

- (7) Chart. et dipl. Charl. II nr. 94.  
Chart. et dipl. Charl. II nr. 614.

### III 結論

Aprisionäre としての E · " · ハーラー = メルテンスの見  
解は、必ずしもその中心的な論点ではない。繰りかえす  
が、フランス国王の支配体制を支える「政治的・軍事的  
任務を専らとする「軍事植民者」・「战士」である」という点、  
そして「もともと、ハーラー Aprisionäre の階層分化が「封  
建化」の過程のなかで促進され、また、その結果として、

Aprisionäre のなかの maiores · potentiores とされる層が  
封建的な意味における支配層（上界） · minores · infirmiores  
を中心とする層が封建的な意味における被支配層（下界）と下降して  
いる、という点である。

ハーラーの論點を基軸にして構成された E · " · ハーラー =  
メルテンスの論理の展開は、その全てにおいて説得的であり、  
十分に練られており、むづかわけではない。とりわけ『Maiores  
et minores Hispani』の節に関して言えば、頁数にして僅か三  
頁余る二点を考慮するにしても、前提と結論のみが先行し、  
その間を埋める論証が不十分である、という感が否めない。

しかし、視角をかえて、E · " · ハーラー = メルテンスの中心  
的なテーマ——「個々の特殊性を前提にして、liber homo の  
歴史的・社会的な存在の態様を具体的に把握する」——の  
歴史的・社会的な存在の態様を「封建化」の過程との関係  
において捉える= ハーラー（「封建化」の再検討の観点）——を  
つけてみると、それは、多くの点で、興味ある問題を提起  
しつゝあると思われる。例へば、liber homo の一つの範疇  
おなじ Aprisionäre と、そして所謂「国王自由人」（Königs-  
freie）との異質性と同質性の分析は、そうした興味ある問題  
提起の一端といえる。また、Aprisionäre の歴史的・社会的  
性格をハーラーの統治政策との関連で把握してくる点につ  
いてみても同様のことがいえよう。

世良晃志郎氏は、かつて「国王直属者」という概念を提起された（久保正幡編『中世の自由と国家（上）』五八頁）。そしてこの「国王直属者」は、「封建化」の進展過程との関りにおいて、絶えず、その地位の変動を余儀なくしている存在であり、従つて、また、国王自身も、常に、この「国王直属者」の再編を意図することの必要にせまられていた（世良、前掲書一〇七頁）。筆者には、この世良氏の設定された「国王直属者」という概念が、国王の支配及び国王の統治政策と、そして国王の支配及び統治政策の対象である社会諸構成員との関りを多面的且つ流動的に把握する、という点で有効な概念であると思われるのであるが、もし、仮に、こうした「国王直属者」という概念との対応関係において、E・ミューラー＝メルテンスの『Aprisionäre』論を捉えることが許されるとすれば、このE・ミューラー＝メルテンスの見解の忠実な紹介を意図したものであるが、そのさい、次の二つの点を留意した。

一つは、本稿が紹介であるところから、E・ミューラー＝メルテンスの表現を筆者なりの表現に一度置きかえる、ということであり、いま一つは、必ずしも、明解でないE・ミューラー＝メルテンスの文章と文章のつなぎを明確にする、ということである。従つて、本稿は、全くの「忠実」な紹介であるとはいえないが、しかし、E・ミューラー＝メルテンスの理論展開とそこでの論点は歪みなく紹介したつもりである。一九七四年六月六日

王支配とSpanierといふ二つの要素（それらは、各々、固有の性格と系譜を有するといえるが）が、絶え間なく変動する社会事象（「封建化」過程）への順応・適合（Anpassung）をそれぞれ余儀なくされるなかで、急速に、分裂の過程（「国王直属性」の分解の過程）をたどり、新に形成される社会構造においては、双方が相異なった内容と形態を有するものとして現わされるという点を分析することにあるようと思われる所以である。そして、同時に、筆者は、ここに、「国制史」研究なしし「国王